

栃木県業務委託共通仕様書(平成21年版) 平成22年6月1日適用 (新旧対照表)

旧	新
<p>1 測量業務共通仕様書 第1章 総則</p> <p style="text-align: right;">p.13</p>	<p>1 測量業務共通仕様書 第1章 総則</p> <p style="text-align: right;">p.13</p> <p>【追加】</p> <p>第135条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 栃木県が発注する建設工事及び建設工事に係る設計、調査、測量等業務(以下「建設工事等」という。)において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行わなければならない。 2. 1.により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行なった場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。 3. 建設工事等において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行わなければならない。
<p>2 地質・土質調査業務共通仕様書 第1章 総則</p> <p style="text-align: right;">p.31</p>	<p>2 地質・土質調査業務共通仕様書 第1章 総則</p> <p style="text-align: right;">p.31</p> <p>【追加】</p> <p>第135条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 栃木県が発注する建設工事及び建設工事に係る設計、調査、測量等業務(以下「建設工事等」という。)において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行わなければならない。 2. 1.により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行なった場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。 3. 建設工事等において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行わなければならない。

旧	新
<p>3 設計業務共通仕様書 【第1編 共通編】 第1章 総則</p> <p style="text-align: right;">p.76</p>	<p>3 設計業務共通仕様書 【第1編 共通編】 第1章 総則</p> <p style="text-align: right;">p.76</p> <p>【追加】</p> <p>第1134条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 栃木県が発注する建設工事及び建設工事に係る設計、調査、測量等業務(以下「建設工事等」という。)において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行わなければならない。 2. 1. により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行なった場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。 3. 建設工事等において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行わなければならない。